

みよし市財務会計システム更新業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市では、現在稼働中の財務会計システム及び機器のリース契約期間満了に伴い、機器の更新を行います。システム及び機器の更新により、業務の最適化、迅速化を図って市民サービスの向上に繋げていきます。

これらを踏まえ、みよし市財務会計システム更新業務の実施に当たっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選ぶ必要があることから、公募型プロポーザル方式によりシステム導入候補者を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

みよし市財務会計システム更新業務委託

(2) 業務内容

みよし市財務会計システム更新業務一式

※詳細は、みよし市財務会計システム更新業務仕様書を参照。

(3) 履行期間

平成30年10月1日から平成36年9月30日まで（72か月）

(4) 上限金額

総額88,920,000円（税抜）

※システム開発、導入、環境構築、機器、ソフトウェア、システム保守料及び機器保守料を含めた総額とする。

3 選定方法

公募型プロポーザルによりシステム導入候補者を決定するものとします。

なお、候補者の選定についてはみよし市財務会計システム更新業務プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者として、なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 契約締結日に、平成29年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「08. コンピュータサービス」

小分類「01. システム開発」

の業種において登録されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成25年2月21日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。(ただし、みよし市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。) もしくは、愛知県内に財務会計システムの導入の実績があること。

- (5) 平成24年度から平成28年度までの間に同様の業務（財務会計システム開発、導入等）の実績を2件以上有し、そのシステムが過剰な保守を受けることなく、安定稼働していること。

5 質疑及び回答

プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第4号）に質問事項を記載のうえ、平成30年1月9日（火）から平成30年1月15日（月）までに、電子メール（財政課メールアドレス zaisei@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により提出してください。
なお、メールの件名は「みよし市財務会計システム更新業務質疑提出（社名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で財政課（電話番号 0561-32-8002）に確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第5号）により、みよし市役所ホームページ（<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>）で随時掲載します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市役所政策推進部財政課の窓口に直接又は郵送で提出してください。
（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地（みよし市役所庁舎 5 階）
みよし市役所政策推進部財政課

(5) 提出期限

平成30年1月22日（月）午後5時 ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、平成30年1月24日（水）までに参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届 (様式第6号)	1部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印してください。
イ	企画提案書 (様式第7号)	11部	企画提案の内容について記入してください。 (正本1部、副本10部を提出)
ウ	実施体制調書 (様式第8号)	1部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 (様式第9号)	1部	配置する予定である責任者及び担当者を記入してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記入してください。
オ	工程計画書 (様式第10号)	1部	仕様書等を参考に作成してください。
カ	見積提示金額調書 (様式第11号)	1部	
キ	個別仕様書回答	1部	個別仕様書中、対応区分・改修規模・説明欄を記入してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書で文字サイズは11ポイント以上とします。
(ただし、みよし市が指定した様式及び図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印したものとし、ア～カの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出してください。
- ・企画提案書の副本10部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、かつ、代表者印を押印していないものを提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

みよし市役所政策推進部財政課の窓口へ直接提出してください。

※郵送及び電信等による提出は認めません。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (みよし市役所庁舎5階)

みよし市役所政策推進部財政課

(4) 提出期限

平成30年2月6日(火)午後5時 ※期限厳守

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査（書面審査・システムデモンストレーション）

ア 提出書類について、書面審査及びシステムデモンストレーションを実施します。

(ア) 審査の方法

提出した企画提案書等の書面審査を行います。また、システムデモンストレーションについては、各業務のシステムの操作性等概要の説明を行ってください。1事業者2時間以内（①予算編成・決算統計で30分以内、②行政評価・実施計画で30分以内、③予算執行・決算管理・備品管理・源泉管理・旅費管理で30分以内、④契約管理で30分以内）とし、質疑応答の時間は時間内に含めます。デモンストレーションは①から順番に行ってください。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については制限時間内で行ってください。なお、デモンストレーションについて審査員側が直接システムを操作することはしませんが、実際の画面を紹介し説明してください。

(イ) 開催日時

平成30年2月13日(火)から平成30年2月20日(火)までの間で開催

(ウ) 開催場所

みよし市役所庁舎1階101会議室

(エ) 審査項目

企画提案書 (書面審査)	提案システムの基本的な考え方
	提案システムの機能
	業務体制
	導入スケジュール
	運用・保守業務内容、サポート体制
	自由提案
デモンストレーション	システムの操作性、機能性
	システムの有効性
	システムの拡張性、他システムとの連携

イ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、平成30年2月23日(金)までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日時

平成30年2月28日(水)から平成30年3月2日(金)までの間で開催（予定）

イ 開催場所

みよし市役所庁舎1階101会議室

ウ 審査の方法

1事業者につき30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分設けます。プレゼンテーションの参加者については1事業者につき5人までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは5人までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

項目	事項
事業者の能力	ア 同種・類似業務等の実績（件数） イ 実施体制（技術者数の状況（人数）） ウ 業務の繁忙度
担当者の能力	ア 担当者の実務経験（年数） イ 担当者の同種・類似業務等の実績（件数） ウ 業務の繁忙度
実施方針・ 提案内容の評価	ア 基本方針及び実施計画の独自性・妥当性 イ 実施意欲・取組意欲 ウ 提案内容の理解度 エ 提案内容の妥当性・創造性・実現性等
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか

9 システム導入候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最もすぐれている提案者をシステム導入候補者として選定し、導入に向けた手続を行います。
- (2) 候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとなりますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	平成30年1月9日(火)
参加申込み	平成30年1月9日(火)～22日(月)
質問の受付	平成30年1月9日(火)～15日(月)
企画提案書等の提出	平成30年1月25日(木)～2月6日(火)
質問の受付	平成30年1月25日(木)～29日(月)
第1次審査(書類審査・デモンストレーション)	平成30年2月13日(火)～20日(火)
第1次審査結果通知	平成30年2月23日(金)
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	平成30年2月28日(水)～3月2日(金)
第2次審査結果通知	平成30年3月12日(月)